

旅費規程制定とそれに伴う副食費の見直しについて（理事会提出資料）

はじめに

2026 年度定時総会において、決算報告議題と関わり、副食費の水準について見直しを検討してはどうかという意見があり、常任理事会等で検討することとしてきた。他学連、協会等の取り扱いや、税務上の課題を踏まえて、2026 年 6 月 30 日の常任理事会での議論を経て成案をとりまとめた。

1 制定の目的

現在、本連盟では大会運営等に協力した学連員に対し、副食費を支給している。しかし、「副食費」は規程上の位置付けが明確ではなく、税務上、謝礼又は報酬と解される可能性があることは、課題であった。また支給額について、他競技・他学連の動向と比しても低額であり改善が必要ではないかとの意見があった。

そこで、税理士との相談のうえ、旅費規程を制定し、旅費として適正に支給することで、支給目的や金額の明確化、税務リスクの低減及び会計処理の透明性向上を図る。審判料については審判規定に従う。

2 旅費日当の考え方

本規程における日当は、昼食代・飲料代その他大会運営に通常必要となる諸雑費を補填するための実費弁償であり、運営業務に対する謝礼や賃金ではない。この考え方は企業・公益法人・スポーツ団体等で一般的に採用されている旅費制度と同様である。

3 税務上の整理

旅費規程に基づき、支給基準が明確であり、社会通念上妥当な金額で、実際の業務に伴い、役員・学生等へ公平に適用される旅費日当は、通常必要な旅費として実費弁償の性格を有するものとして整理できる。

これにより、源泉徴収の対象となる報酬との区別が明確となり、学生の税務負担や本連盟の税務リスクの軽減・回避、会計処理の透明性向上が期待される。

4 支給基準

旅費は、①交通費、②日当、③宿泊費、で構成される。

①交通費：公共交通機関を利用する実費とする。

②日当：2 試合時間以下は 1000 円、3～4 試合時間は 1,500 円、4 試合時間を超える場合は 2,000 円とする。

*1 試合時間とは 1 試合に要する時間とし、おおむね 1.5～2 時間の実時間を指す

③宿泊費：通常 10,000 円以内、ただし東京都 23 区（土日祝）は 15,000 円以内

*やむを得ない理由で基準を超える場合の事前承認の仕組みを検討する。

注)

- ・ 事務所における会議・大会準備・作業については、①交通費のみの支給
- ・ チームスタッフ・選手と兼務する学連員は、①交通費は支給しない、②日当は 2 試合分を減じて支給する
- ・ 理事・監事等連盟役員は、日当の対象外とする。

5 期待される効果

- ① 支給目的の明確化
- ② 学生への支給基準の公平化
- ③ 税務上の適正な取扱い
- ④ 理事会・監査・税務調査への説明責任の向上
- ⑤ 本連盟のガバナンス強化

6 今後の予定

旅費規程は、2026 年度リーグ戦から適用する。運用の詳細を定める『旅費支給細則』を策定し、11 月理事会での承認を得る。

主な内容：

- ・ 日当の考え方（昼食代・飲料代等の実費弁償）
- ・ 日当支給の対象となる大会名
- ・ 試合以外の大会運営諸業務のカウント
- ・ 旅費精算書様式（審判規定も含む）
- ・ 宿泊費の例外承認
- ・ 領収書の取扱い

(以上)